

第1章 はじめに

1 総合計画について

「多治見市市政基本条例」では、総合的かつ計画的に市政を運営するため総合計画を策定しなければならないと定めています。総合計画には、目指すまちの将来像を示し、その実現に向け本市が行うことを明示します。

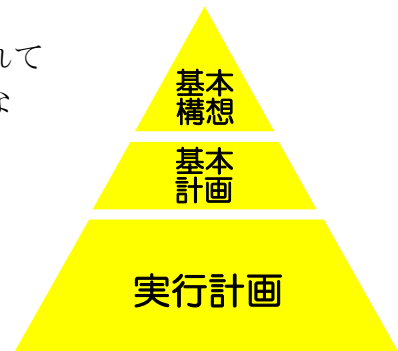
そして、市民参加・議会参加・職員参加により総合計画を策定します。

(1) 位置づけ・役割

総合計画は、本市の政策を定める最上位の計画です。各政策分野の個別計画は、総合計画との整合性を考慮して策定・進行管理しなければなりません。また、予算編成も、総合計画に基づいて行わなければならないため、計画的で健全な財政運営を担保する役割も担っています。

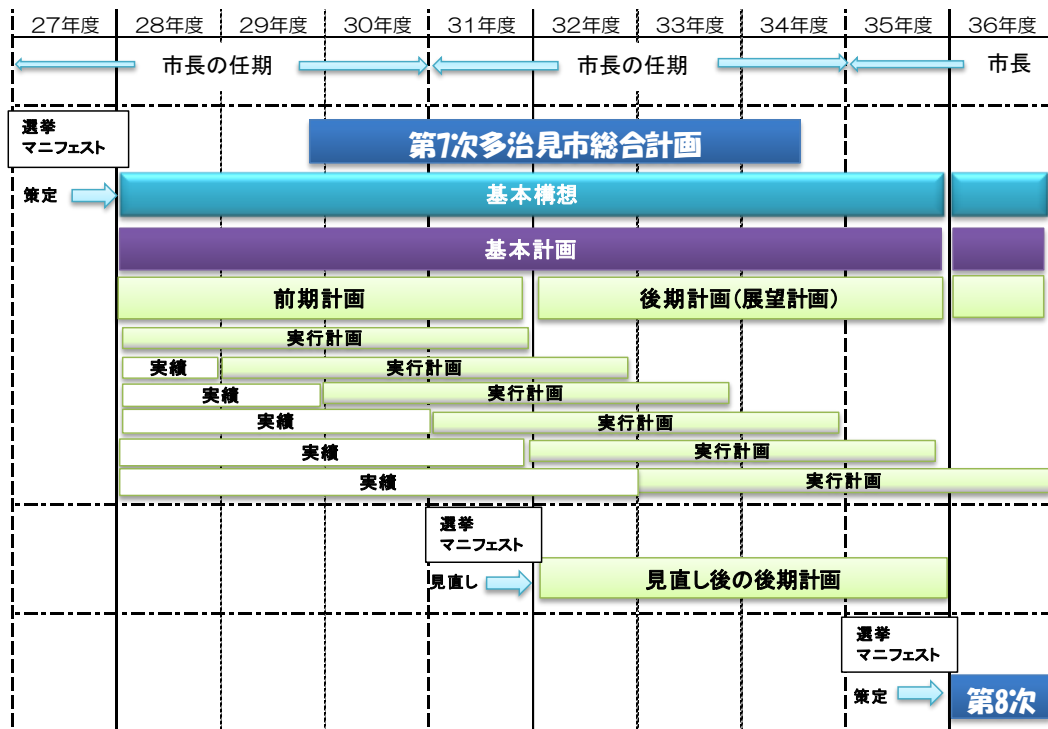
(2) 計画の構成

総合計画は、基本構想、基本計画及び実行計画で構成されています。目指すまちの将来像を定める「基本構想」を大きな目的とすると、その目的を達成するための手段（事業）が「基本計画」、その手段の具体的な進め方を明示したものが「実行計画」です。



(3) 計画期間

基本構想と基本計画は、その期間を8年間（平成28年度から35年度まで）とし、前半4年を前期計画、後半4年を後期計画(展望計画)とします。実行計画は、毎年度、翌年度以降の4年間分を作成します。これらの期間は、市長の任期と連動しています。



2 討議課題集について

(1) 討議課題集とは

この討議課題集は、第7次総合計画を策定するにあたり、市民、議会及び職員がこの討議課題集をもとに討論するために作成したものです。第6次総合計画の成果を整理した上で、第7次総合計画に引き継ぐべき課題を洗い出すとともに、今後10年、20年先を見通し、新しく取り組むべき課題を提示しています。

(2) 討議課題集作成への市民参加

討議課題集の作成にあたっては、総合計画の進行管理を担う事業評価委員会において、第6次総合計画の事業評価と第7次総合計画に向けた課題の整理を行いました（資料編4 P81 参照）。

3 第7次総合計画の策定推進方針

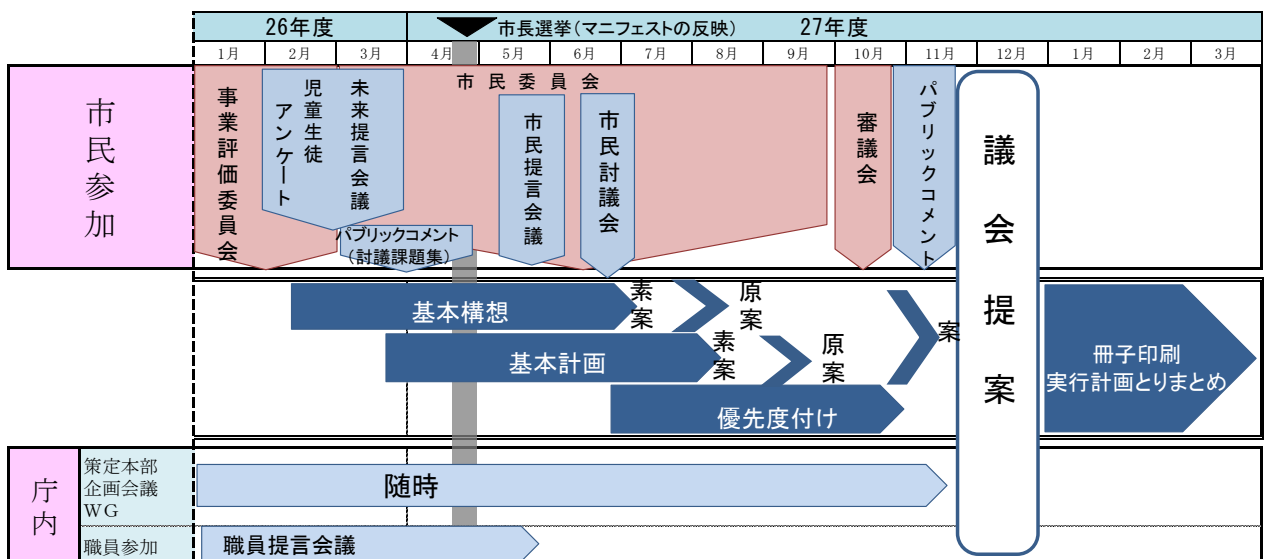
(1) 策定推進方針

第7次総合計画は、次の方針に沿って策定を進めるものとします。

- ◇ 人口減少・少子化・高齢化(人口急増当時の団地の住民の高齢化など)において本市の持続性が問われている中、本市の持続や成長にどういった政策・施策が必要であるかを、市民とともに広く議論します。
- ◇ 「子どもの目」「大人の目」「女性の目」「男性の目」の4つの目により、広角的な視点で議論します。
- ◇ 合併算定替や合併特例債により背伸びした財政規模を、身の丈に合った規模とするように政策・施策を選択することとします。

(2) 策定スケジュール

昨年10月に策定事務局を設置し、討議課題集の作成を進めてきました。今後、この討議課題集をもとに、様々な手法により市民、議会及び職員の意見交換を行うなど、広く意見を募った上で、基本構想・基本計画案を作成し、平成27年12月に、市議会に提案します（予定）。議決後、平成28年3月までに計画冊子を作成するとともに、実行計画をとりまとめる予定です。



(3) 市民参加のしくみ

第7次総合計画策定においては、市民による委員会とともに、複数の機会を設けて市民参加を図ります。

ア 市民による委員会

事業評価委員会・・・総合計画の進行管理を担う既設の委員会です。第6次総合計画の成果を評価するとともに、次期総合計画策定の討議課題を整理します。

総合計画市民委員会・・・市民とともに計画を策定することを担う委員会です。基本構想・基本計画の素案・原案づくりを市役所組織とともに行います。

総合計画審議会・・・総合計画の策定について、必要な事項の調査及び審議を行います。

イ その他市民参加のしくみ

市民提言会議・・・広く市民で議論するしくみとして、各種団体からの選出者、無作為抽出市民などにより、必要な政策・施策について議論します。

未来提言会議・・・将来の多治見市を担っていただく市内在学高校生を対象に、本市の現状を踏まえて「多治見市の目指すべき姿」を議論します。

児童生徒アンケート・・・小中学校の児童生徒を対象とした、将来の多治見市に関するアンケートを実施します。

(4) 職員参加のしくみ

第7次総合計画においては、策定本部のもと、企画会議、策定ワーキンググループ（WG）や職員提言会議を設け、若手職員をはじめ広く職員の参加を図ります。

4 まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係

平成26年12月、人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保するため、まち・ひと・しごと創生法が施行され、各自治体は「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を平成27年度末までに策定することとなりました。地方人口ビジョンには、目指すべき将来の方向性を踏まえた人口の将来展望を、地方版総合戦略には、地方人口ビジョンの実現に向けた5か年（平成27～31年度）の目標と施策を掲載します。

地方版総合戦略の策定主旨、内容などは、本市の総合計画と同様です。よって、第7次総合計画は、地方版総合戦略で求められている内容を包含したものを策定します。